

個別検(健)診のお知らせ

～ A 特定(基本)健診 ～

■対象

下記の①～④の全てに該当する方

- ①加東市国民健康保険に加入している方
- ②令和6年3月31日時点で40歳以上の方
- ③令和5年度まちぐるみ総合健診で特定(基本)健診を受診していない方
- ④令和5年度加東市国民健康保険人間ドック受診費用助成を受けない方

■検査内容

☐身体計測 ☐血圧測定 ☐血液検査 ☐尿検査
※医師が必要と判断した場合、心電図と眼底検査を追加で受けていただきます。

■受診方法

下表の協力医療機関に電話予約のうえ、受診

■受診期限

令和6年1月31日(水)

■費用

1,000円
※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を迎えられる方は無料です。

■受診時に持参するもの

☐健康保険証 ☐健診受診票 ☐採尿容器
※お手元に健診受診票、採尿容器がない場合は、保険医療課にお問い合わせください。

📍市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0500

～ B 肝炎ウイルス検診 ～

■対象

次の①、②の両方に該当する方

- ①過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方
 - ②生年月日が次のア～キのいずれかの方
 - ア昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
 - イ昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
 - ウ昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
 - エ昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
 - オ昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
 - カ昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
 - キ昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
- ※令和5年5月25日以降に転入された方は、健康課にお知らせください。

■検査内容

☐血液検査

■受診方法

下表の協力医療機関に電話予約のうえ、受診

■受診期限

令和6年1月31日(水)

■費用

無料

■受診時に持参するもの

☐健康保険証 ☐健診受診票 ☐無料受診券

📍健康福祉部健康課(庁舎2階) ☎42-2800

6月末にお送りします

加東市(市外局番 0795)

医療機関名	住所	電話番号	A	B
青山医院	吉井696-1	46-0321	○	○
井上医院	沢部174-1	42-1190	○	○
嬉野診療所	山国2014-239	42-8477	—	○
加東市民病院	家原85	42-5511	○	○
こどもとおとなのM&Hクリニック	上滝野2418-1	48-1192	○	○
坂本医院	上中3丁目29	42-6660	○	○
さくら内科クリニック	下久米580-1	44-1588	○	○
神医院	森878-1	47-0144	○	○
曾野医院	東古瀬20-1	42-6299	○	○
田淵医院	新町180	48-0160	○	○
東条診療所	新定559-1	46-0048	○	○
ふるもとクリニック	社105-6	40-0202	○	○
ますむら医院	上滝野613-1	48-0704	○	—
松原メイフラワー病院	藤田944-25	42-8851	○	○
森下クリニック	社512-1	42-0024	○	○
やすらぎの森診療所	新定707-1	40-8100	○	○

小野市(市外局番 0794)

医療機関名	住所	電話番号	A	B
井岡医院	菅田町900	67-2367	○	—
育が丘クリニック	檜山町1475-689	62-8112	○	○
栄宏会 小野病院	天神町973	62-9900	○	○
岡田内科医院	市場町1205-1	62-7366	○	○
岡村医院	敷地町1602-1	62-4300	○	○
柏木医院	船木町2	67-0199	○	○
北野整形外科・外科	黒川町14-3	63-1080	○	○
小島クリニック	王子町937-3	64-2727	○	—
清水内科クリニック	敷地町1500-66	62-1005	○	—
つばた小児科医院	西本町466-7	62-2752	○	—
兵庫あおの病院	市場町926-453	62-5533	○	○
復井診療所	復井町916-12	66-7318	○	○
福岡クリニック	神明町183-8	63-1600	○	○
藤本在宅医院	粟生町1506-196	60-1113	○	—
松尾内科	黒川町574	64-0880	○	—
三浦クリニック	天神町814-1	70-9288	○	—
山口内科医院	本町648-6	64-0202	○	○
緑駿病院	匠台72-1	63-5577	○	○

保険医療課からのお知らせ

国民健康保険

被保険者証が新しくなります

「国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」)」の有効期限は7月31日(月)です。7月下旬に新しい被保険者証をお送りしますので、8月1日(火)からは、新しい被保険者証をご使用ください。

★国民健康保険税の滞納がある世帯は、税務課で納付相談をした後に、保険医療課で被保険者証を交付します。7月下旬にお送りするお知らせに記載している期間内に納付相談をしてください。

◎70歳以上の方へ

☐「国民健康保険高齢受給者証」と「被保険者証」と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(以下「一体証」)」を交付しています。
☐医療費の自己負担割合は、一体証の右上に表記しています。

◎69歳の方へ

☐新しい被保険者証の有効期限が誕生月の末日までとなっています。誕生月の中旬以降に、一体証をお送りしますので、誕生月の翌月からは、一体証をご使用ください。
※1日が誕生日の方は、前月に誕生日を迎える方と同じ扱いになります。

後期高齢者医療

「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします

令和4年中の所得に応じて計算した年間保険料額を7月中旬にお知らせします。

保険料の納付方法は「年金からの天引き(特別徴収)」と「口座振替、納付書払い(普通徴収)」があります。特別徴収は、偶数月に年金天引きを行い、普通徴収は、7月から翌年3月まで、毎月(計9回)お支払いいただきます。

被保険者証が新しくなります

「後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」)」の有効期限は7月31日(月)です。7月下旬に新しい被保険者証をお送りしますので、8月1日(火)からは、新しい被保険者証をご使用ください。

★保険料を滞納されている方には、有効期限が短い被保険者証をお送りします。保険料を納めることが難しい場合は、納期限が来る前に保険医療課に相談してください。

窓口で支払う医療費が減るかもしれません

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示またはオンライン資格確認を導入している医療機関の窓口でマイナンバーカードを提示すると、外来や入院にかかる医療機関ごとの1か月の費用が、自己負担限度額までになります。

対象となる方で、限度額適用認定証等が必要な方は、保険医療課の窓口で申請してください。

■対象

◎限度額適用認定証(下記全てに該当する方)

☐被保険者証に記載の負担割合が3割の方
☐同じ世帯に、住民税課税所得額が690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいない方

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

☐住民税非課税世帯の方

■必要書類

☐顔写真付きの本人確認書類
例)マイナンバーカード、運転免許証

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、被保険者証とともに新しい認定証をお送りします。

“障害認定”をご存じですか？

65歳から74歳までの方で、下記の①～④のいずれかに該当する方は、申請し、後期高齢者医療広域連合による認定(障害認定)を受けることで、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

- ①身体障害者手帳1級～3級または身体障害者手帳4級の一部(下肢関係、音声・言語障害関係)の認定を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳1級・2級の認定を受けている方
- ③療育手帳A判定の認定を受けている方
- ④障害年金の1級・2級の認定を受けている方

障害認定を受けることで、医療費の自己負担や保険料が減る場合があります。

📍市民協働部保険医療課(庁舎1階)

☐国民健康保険 ☎43-0500
☐後期高齢者医療 ☎43-0501